

昭和二十八年二月二十日受領
答 弁 第 二 五 号

(質問の 二五)

内閣衆質第二五号

昭和二十八年二月二十日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長 大野 伴 睦 殿

衆議院議員中村高一君提出結核療養所設置方針に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員中村高一君提出結核療養所設置方針に関する質問に対する答弁書

一 結核療養所は、医療法に規定する病院であつて、その設置は、実情に応じ諸般の条件を考慮して、最も適切と思われる所に設置すべきものであるが、病院としての清潔保持、構造設備等に欠けるところがなければ、都市の中心であつても支障はないと思料する。

二 病院設置に関し、当該町村の意見を徴することは、法律的には必要でない。

三 東京都北多摩郡東村山村元陸軍少年通信兵学校跡の非現業共済組合による結核療養所の建設計画について、右の方針により処理すべきである。

右答弁する。